平成２５年（フ）第１４７号
新潟県柏崎市米山台２丁目９番７―102号グリーンビュー柏崎、前住所新潟県柏崎市新田畑８番14号
破産者　山岸　大樹
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
山梨県南都留郡山中湖村山中136番地の１、開始決定時の住所山梨県甲府市川田町388番地２　B103
破産者　冨田　久子（旧姓土橋）
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
長野県諏訪市元町18番12号
破産者　北原　教裕
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３３５号
静岡県三島市大宮町３丁目９番３号
破産者　石井百合子
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５２２号
静岡県浜松市中区早出町1229番地の４、前住所静岡県浜松市南区飯田町583番地の２
破産者　加藤　昌代
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
愛知県岡崎市柱曙３丁目９番地６　アネックス柱101、開始決定時の住所愛知県岡崎市上地２丁目34番地１　サンシティ上地ガーデン302
破産者　ＳＧグループスズキこと　鈴木　　進
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
愛知県岡崎市大和町字荒田57番地５
破産者　白石真佐子
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
愛知県豊田市山之手５丁目41番地２　山之手丸太マンション105号、前住所愛知県豊田市大林町15丁目２番地１　ライオンズマンション豊田大林公園502号
破産者　藤崎　佳彦
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４３５号
愛知県岡崎市六名本町19番地９　天野ビル301号室、住民票上の住所愛知県岡崎市羽根町字鰻池70番地３　Ｔステージ岡崎ウイングタワー2001
破産者　谷口マリルこと　タニグチ　マリル　バルガス
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
大津市稲葉台６番23号
破産者　井上　広太
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
京都市下京区五条通高倉西入万寿寺町150番地　サムティ有隣カマラード　507号
破産者　竹口　正和
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５９号
京都市伏見区深草大亀谷大谷町16―20　寺石宏隆方、住民票上の住所京都府宇治市南陵町３丁目１番地の40
破産者　長田　重彦
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目18番４―504号
破産者　遠嶋鉄筋こと　遠嶋　映二
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４４号
兵庫県西宮市樋之池町６番９―302号、前住所兵庫県西宮市樋之池町20番５号
破産者　松園　陽一
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８５号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目２番５―502号
破産者　吉田　政秋
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３２号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目67番地
破産者　玉城　源造
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４７号
兵庫県西宮市森下町９番23―306号
破産者　ウエストこと　上田　一義
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９１号
和歌山市木ノ本1496番地の54
破産者　小薗　隆男
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係